

昭和二十六年三月十七日(土曜日)午前十一時六分開会

本日の會議に付した事件

○資金運用部資金法案(内閣送付)

○委員長(小串清一君) これより前日に引続きまして大蔵、郵政連合委員会を開会いたします。

資金運用部資金法案について質疑を続行します。質疑は通告者の順によつて發言を許します。柏木庫治君。

○柏木庫治君 生命保険事業は、運用利率、死亡率、経費率、これが経営の三要素であると思ひます。従つて、生命保険会社から資産運用を切離したらその企業が成立しないと同時に、国営の簡易保険においても、積立金の運用は事業と離さないほうがよいと思ひますが、大蔵大臣はどう考えられるか。

それからこの法案を出された経緯につきまして、ちよつと了解に苦しむのであります。院議、閣議を何度か通過し、予算措置まで講ずるという段階になつていた積立金運用の郵政省への移管が、突如としてこれに反する法案を出されるに至つたいきさつを承わりたい。

それから簡易保険積立金の運用は、これを郵政省に行わしめても、その実行方針については郵政、大蔵両省が緊密に連絡を保つて一般財政金融政策に順応せしめて行けば、大蔵省としては何ら支障がないように思われます。半面郵政省は契約の募集及び保金に公共

団体等の協力を得られ、従事員の士氣は揚るものであります。この見やすい道理を無視して、保険従事員の士氣を萎靡せしめ、資金の吸収にも悪影響のあるような案を強行するのはおろかではないか。それは單に運用権統合という、形式理念に満足して、半面逆作用を忘れておるのではないかと思ひます。それから契約者が六千万口、殆んど日本人の八割であります。これはどうしてもこの簡易保険契約者の利益を中心にして考えなければならぬ。

簡易保険局で直接に運用すれば、地方債だけでも六分五厘以上の利廻りが得られるにもかかわらず、資金運用部に預託すれば三分五厘乃至五分五厘と承わつておりますが、これは六千万の契約者の利益と相反するのではないかと。従つて、この契約者の利益を守つてやるということが私は民主主義政治のあり方だと思ひます。この法案は非常に無理を内蔵しておると思ひますが、大蔵大臣はこれが国会を通過するという自信があられるかどうかという点について承わりたい。

○國務大臣(池田勇人君) 保険の本質についてお尋ねがございましたが、お話を通り、保険料金を受取りまして、これを運用しなければ保険は成立つて行かんことは、お説の通りであります。そうして今回の法案も、その意味におきまして、簡易保険の積立金の運用を確実な方法としまして、資金運用部の預金として運用すると、こういう建前で行つておるのであります。これ

は資金運用部の預金として運用するか、或いは直接に簡易保険特別会計のほうで或いは貸付金にするとかいうような方法がありましようが、私といったしましては、零細な国民大衆の資金でございまして、確実性を強く見まして、そうして又片一方では国家目的のために運用する必要があるという考案の下に資金運用部への預金として積立金を運用することが結構であるという結論に到達いたしました次第であります。

次にこの法案を出すに至つた経緯をお話しようと思ひます。御承知の通り戦争以前は各特別会計で獨立で運用いたしておたわけでありましたが、戦争中はこれを合同して大蔵省で運用することになった。終戦後、即ち昭和二十一年の一月でございするが、マーカーカット指令によりましてこれは合同して運用しなければならぬ。簡易保険の金はこう、郵便貯金の金はこう、ということではいかん、一緒にして運用しろという指令が出たのであります。その場合におきまして、合同で運用するのみならず、運用先は國債と地方債に限る。こういう指令も出ておるのであります。従来その指令に基きまして我々は運用いたしておたのであります。預金部資金が相当増え参りました。而して又民間では金詰りの声が熾烈でありますので、一昨年の十二月にはこういう指令を例外的に解いてもらつて、一昨年未百億円の指定預金を認めてもらつた

ようなわけでありましたが、その後においても金詰りの声並びに相当集まつて来た金をできるだけ運用したいという念願で、参議院、衆議院では預金部資金の運用につきまして格段の努力をしようという御意見が非常に強かつた。そういうふうな場合におきまして、参議院、衆議院におきましてはこの運用を大蔵省でやらすに、郵政省でやるべきではないかという決議案が出ました。我々もそれに対しては保険の性質からいつてそういう考え方も立派な考え方であるというので、決議に基きまして閣議決定をし、又昭和二十六年度の予算におきましては決議の趣旨に副つて行こうということで行つたのであります。予算編成直後におきまして関係方面との折衝を続け参りますと、片一方では預金部に集まつた金は預金部だけで運用しろ、即ち一昨年末の指定預金もこれは異例だから引揚げろ、國債、地方債に限らずに、若し政府のほうで他のほうに使用するとすれば立派な機構をこしらへなければ許されないと

いう話になりました。私が国会の決議もあり、政府の閣議決定もありました。それで盛んに議論をいたしました。よく聞いて見ますと向うの言うのにも理があります。そうして又片一方では、國債、地方債に限らず金融債を引受けて、その集まつた金は適当に流すという切実なる要望もあります。で、話合ひの結果、私も決議があり、閣議の内定がありましたにかかわらず、今御審議を願つてゐるような案で

進もう、こういう決心をいたしましたのであります。議論のあることは勿論よく知つております。自分もそれはよく知つておりますので、なか／＼この問題は政治的にむずかしい問題です。そこで私はドッジ氏の氣持もわかつた、自分もそれではそれで行こう、こういうことにいたしました。あなたの本當の考え方を文書にして書いてくれ、こういうことをドッジ氏に申込みました。自分の考え方を君にそれでは文書で知らそうというので、お配りしてあるかどうかと思ひますが、ドッジ氏は私に對しまして覺書をくれたというわけでありまして、これは私が何もそういうものではなくて関係方面で強くこういう意思だと、こう言へばそれでいいのでございしますが、私は自分が今までの國會の決議を知り、閣議の決定にも参加して賛成した關係上、心境の変化を來たしました。無論あとでどういふ案がよいという決心になつたのであります。この経過を皆さんに知つてもらふほうが便利がいいと思ひますので、ドッジ氏から覺書ももらつたのであります。そういうことに相成つております。私は成るべく今までの状態を激変さすことはよくないというので、関係方面のほうでは六十九條の問題或いは今郵政省でおやりになつております三十數億円の貸付の事務、これはやはり今まで通りに置いておいたかどうかということをお二三言つたのであります。が、なか／＼議がまとまりません。最後に私はとにかく郵政省の機構を縮小

業員も仕事をし、そうして被保険者も
 氣持よく進んで行くという方法を見出
 さなければならぬ、必ずや参議院の
 良識においてこれを見出すであらう、
 こう思いますので、私はこの法案この
 ままでは一つ大蔵省において反省をし
 て頂きたい、こういうふうに考へるの
 であります。これを以て私の質問を終
 ります。

○国務大臣(池田勇人君) 誤解がある
 といけませんので、一応私の意見を申
 上げて置きます。何も集まつた金を大
 蔵省独断でとやこうするのはござい
 ません。法案にもありますように、今
 まではよりよほど改善いたしまして、

この運用に当りましては総理大臣を会長とし、郵政、大蔵両大臣が副会長になりまして運用に当らうとしておるのことであります。今までもよほど改善せられたと思います。而うして突際問題といったしまして集まつた金を、今国債はございませんので、地方債に主として充てる。今度金融債も来年度から四百億円廻るのであります。而うして地方債へ廻りますときは自治庁が一応

割振りするのであります。大蔵省はそれに乗つて行くのであります。又金融債の発行にいたしましても、四百億円のうち、ここで相当の部分募集願うことになつておるのであります。大蔵省に金が集まりますからといつて、大蔵省独断でどん／＼やるというわけ

のものではございません。従つて郵政関係の職員のかたへも、大蔵省の職員のものも、国のためにできるだけよくまい工合に使おう、こういうことであれば、何も我々が草鞋ばきで集めたものをとつちまうのだというような気持ちで起して頂かないでも、これが人

情だと言えは仕方ございせんが、我
我は大蔵省独断でやつておるのではな
い、地方債の引受は地方自治庁がや
る、金融債の発行につきましてはこ
で相当程度御無心を願つておるのであ
ります。何もひとごとには働かぬといふ意
味のものでもない、これが日本の財政
経済建直しに役立つものだ、こう考
え下されば、郵政省関係の職員のかた
がたもそう意気が沮喪するわけのもの
でもないと思ひます。例へば税金を集
めたものを各省が使うのだ、こういう
ことになれば税務官吏は働かんように
なるだらう、こういうのと、少くは
違ふかも知れませんが、そういうよ
うなものです。やはりその職場々々で
国のためになるように働かぬことが
私は必要だし、そうなることと信じ
ておるのであります。

○柏木庫治君 例を税金におとりにな
つたのですが、税は国民の義務であり
ます。保険をかけるほうは、決して国
民の義務ではありません。それと同時
に働く者の熱意如何であります、今
までの通り一時的処置ということに
ついて何ら私は……。それで大蔵省に
おいても少しも差支えはないと言つて
いるじやないか。事実において末端に
行つて見ますと、今池田さんが直接集
める一人々々ならば、池田さんぐら
いの人になりますと少しもそういう感情
は起りますまいが、実際の仕事に携わ
つております者の募集する気持は非常
に衰へまして、それは驚くべきほど衰
へて、そして池田さんたちの狙つてお
る目的を長い目で見たときに達しられ
ない、こういうふうには考えます
ので、強く主張するわけでありませ
ん。折角集まつた金だけならともかくであ

ります、集めようとする金が池田さ
んの思うように集まらずに、預金通帳
が長い目で見たときにからつぽにな
る、こういうふうには考えます。

○大野幸一君 柏木委員の質問に關連
して少々お尋ねしたいと思ひますが、
さすは池田大蔵大臣、簡易生命保険
事業の本質については、すなはち私は
御答弁なさつたことを感謝いたしま
す。そこで運用を一定利率にきめて運
用しても、同じく運用のためである
し、国家目的にこれをを使うのは非常
にいいというお話であります、我々
はこの運用利率と死亡率と経費率、こ
れは不可分一体のものであるというこ
とは、例へば死亡率が社会の変遷によ
つて變つて行き、或いは経費が社会の
デフレ、インフレによつて變つて來れ
ば運用率も又自然に變つて來なければ
ならない。こういうふうに考へて不可
分一体と考へておるのであります。と
ころがそういう考へに基かずして、す
なはち認め頂いてもこれは何にもな
らないこととあります。そこで私が一
つ引用してこの關係を論ぜられた有力
なる學者を一つ紹介しつつ御答弁を求
めるものであります、松本泰治先
生が、これは當時簡易生命保険が作ら
れた當時、法制局においてになりました
て、立法の参考者であります。当初か
ら簡易生命保険積立金運用委員會の委
員を頼まれておいでになりましたこと
を、丁度これがこの積立金が當時の社
会情勢から國家資金の統一に向うよう
な方向にあつた昭和十八年の一月に、
この委員會において、いわゆる積立金
運用委員會において發言をされた、そ
のうちの一節を御紹介し、我々の智識
の足りないところをこれで以て補いつ

つお尋ねしたいと思ひます。
松本先生はここにこういうことを言
つておられる。「つまり簡易生命保険
の事業は一つの社会の仕事である。契
約の募集維持等の現況から資金運用等
の管理まで、すべて一体をなして一つ
の保險事業ができてゐる。これを分け
て他省に持つて行くようなことはとん
でもない間違ひである。」こう言つてお
られる。「そういうような考へはどう
いうイデオロギーから來ておるか知り
ませんが、どういうイデオロギーから
出ておるかわかりませんが、日本人
には解せられないというのでしよう。
「少くとも實際から言つても話になら
ない間違ひである。」こういうことを述
べておられます。語を次いで、自分はと
う意味でしよう。「又簡易保險がで
きたときの考へもそうであつた。これ
は立法當時に私も關係しておりまし
て、よく承知しております。必要があ
ればそういう講義をいつでもいたした
いと思つておるくらいであります。私
はあなたがたの關係される吉田さんが
信頼しつつ今なお松本泰治先生、老体
といへども重要な地位に置いておられ
るのであります、お暇さえ許せばこ
こで証言してもらいたいと思つておる
くらいであります。こういうふうになら
なければならぬ。もう當時すでに戦争を
見越されたか、併しなからこれから資
金運用につきましても臨時の御処置は
必ずあるべきと思ひ、ただそういう
ことは、これは簡易生命保險という仕
事から申せば原則である、戦時中大
蔵省がつたということは、これは簡
易生命保險という仕事から申せば原則
である。従つてこれは一時の危急存亡
の時期における變態的のやり方である

といふことだけは明らかにして頂かな
ければならない。戦争の、太平洋戦争
を御想像下さい。日本の危急存亡のと
きだから止むを得ない。こういうこと
をお認めになつただけであります。
「若しそうでなしに、そういうような
ことが恒常的な制度——今大蔵大臣
は何も經濟事情が變れば又違ふといふ
ことを述べられまして、私は非常に満
足したのであります。衆議院あたりの
大蔵当局の御發言だと、なにそうでも
ない、これは我々は一時的なものと思
へていない、こういうような御答弁も
あつたように聞いております。そこで
松本さんは「若しそうでなしに、そう
いうようなことが恒常的な制度である
といふふうに変つて行くようなことが
あつては大変な問題であらうと思ひま
す。」こういうふうにならぬと思ひま
す。簡易保險の本質から言へば、これ
は、飽くまでも募集するもの、それか
ら維持するもの、そしてそれは即ち
死亡率、経費率の結果から運用率が出
て來なければならぬ。経費が余計か
かるのに運用はいつも同じ利率でやつ
ておるといふようなことは、これは許
されぬものであり、もと／＼は郵政
省がやつた、この本来の性質に基いて
簡易保險法が根本的にその制度上改め
られない限りは、これは郵政省がやる
のであるが、何と言つても一時的の、
經濟的關係であることだけは認め
になるかどうか、これを先ず当初には
つきりして置いて頂きたい。

○國務大臣(池田勇人君) 保險の理論
といたしましては、先輩の松本さんの
おつしやることは筋が通つておりま
す。我々もそういう氣持があるのであ
ります。従ひまして閣議決定の決議に

基きましていたしたのは一にお話のよ
うな点を私は考慮したからでありま
す。併し御承知の通りに昔とは違いま
して、國の資金、經濟的資金は非常
に足りない。預金も少い。然るに政府
の資金が非常に大きい、ウェイトが大
きいのであります。そこでこの金をど
ういうふうに使おうか、ほかは金利が
高くて、政府の預金部には相当入つ
て來る、こうなつて來ますと、これを
日本經濟再建のために一元的に有効に
使うという經濟目的も出て來ておるの
であります。そこで私が迷つた。その
議論のあげく今の場合におきまして
は、經濟目的のほうを主にしなければ
ならぬという考へでこの決議に至つた
のであります。この決議に行きます前
は、勿論保險の本質をも考へましてや
つたのであります。だからこの各國が
やつております簡易保險、いわゆる政
府の簡易保險にもいろ／＼やり方があ
ります、アメリカなんか御承知の通
り、郵便貯金の運用を郵政省でやつ
ておる。これはその資金が他の資金に
比べますと非常に少く、そうウェイト
を持つていないという場合にはそうい
うことは考へられます。だからこれは
やはりそのときそのときの狀態によつ
て考へなければならぬ、而してこれを
今の死亡率がどうだから、片一方の運
用のほうもこうだと私は直接には言え
ない。死亡率が多くて運用には限度
がある、利益ばかりではいかんので、
とにかく今の狀態といたしましては、
私はこれで進んで行くがよいという態
勢になつたのであります。勿論保險の
本質は知らないわけではないのであり
ます。

○大野幸一君 そうすると保險の本質

第三十二部 大蔵・郵政連合委員會會議録第二号 昭和二十六年三月十七日 【參議院】

上閣議決定までして努力したが、自分が途中において心境の変化を来たし、またというお話で先ほどありました。またあ我々の一に、柏木委員が今述べられたように、これからは我々の責任であつて、一に政府を昔の議会のようになつて、我々の責任である、我々が法案をどう修正し、どういう法案を通過せしめるかということは我々の責任でありますから、率直にお答え願ひたいのであります。ドツジさんが来まして、ドツジさんとの間の折衝の過程において、閣議決定もあり、院議もあるけれども、心境の変化によつて、これが正しいと思はざるを得なくなつたというその立場を私は了解いたしました。そうするとあなたが大蔵大臣として、具体的に言えば今年度の総予算との振合においてどうしなければならぬように考えられて心境の変化が来たといふことは、善意に解釈しますが、どうでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体その通りでございます。でこの預金部資金貸付の場合、できるだけ確実にしなきゃいかん、そして実は御承知の通りに、国債と地方債に限られておる、これでは余りに狭過ぎるから資金運用部の運用特別会計を設けて、そうして簡易保険特別会計に借用証文を出す、政府が。そういうふうな方法をとつたならば、国債、地方債に限らず金融債のほうにも運用を認めよう、これが條件になるわけでありまして、そこで私は今の情勢から申しまして、国債、地方債だけでは止めておきません、とにかく政府が特別会計で預つてそれに借用証文を出そう、こういうふうによつたほう

が、その場合いいという結論に至つたわけでありまして。

○大野幸一君 そこで国会の情勢から、又内閣、郵政大臣の考えからして、これは自分の責任の失礼であります。大蔵大臣の考えだけではありませんが、若しこれをどうしてもやるには明らかにこれを文字にしてはどうか、こういう意味に相成つて、このメモというものが発せられたのですか。これは衆議院の速記録を見ますと、そういうふうな解釈できるのであります。

○国務大臣(池田勇人君) これは両院の議決もございまして、閣議では内定した大きな政治問題でありまして、私が意見を述べ、向うの意見を聞き、そして最後の結論に至つた場合において、ドツジ氏のほうの考えを一つレビュエしてもらいたいというのを言つたら、自分の意見は文書にして君に渡そう、こういうことになつたわけでありまして。

○大野幸一君 そうすると、これは内閣の意見として、あなたがやりいように出されたものであつて、勿論これは国会を拘束するといふようなことは全然あり得ないものだと思いますが、そう考へてよろしいと思ひますか。

○国務大臣(池田勇人君) そうお考えになつてよろしいと思ひますが、国会を拘束するものでは、ドツジ氏の寛書はないものと感じております。

○大野幸一君 このメモと、先ほど昭和二十一年一月一日に出されたマーカーツ指令との関係は、どういふように考へられますか。マーカーツ指令を變更する効力を持つておるものと考へられておるのでしょうか、考へられてお

らないのでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 昭和二十一年のマーカーツ指令もこれは指令でございまして、法律に代わるべきものと考へております。而してその後におきまして、こちらで作り直した法案を向うがOKすれば、その意味におきまして指令が或る程度変つたものと心得て差支ないものと思ひます。

○大野幸一君 そこでこれは衆議院であるならば、大いに大蔵大臣の首でも取つたように喜ぶところかも知れませんが、まあその事情をすなおに我々は今聞きました。そこでやはりこれは従来のように、従来のように、大蔵大臣の答弁はあれし来ましたが、大蔵當局では長年の間の積立金の運用は大蔵省でやりたいという希望があつて、十分大蔵省としては常にそういうことを考へて来た、こういう答弁が大蔵以外の人からあつたやうであります。今大蔵大臣の説明では、これはやはり一時的なものでよろしい、こういうふうな考へられて然るべきであるか、どうでありましょうか。従来の経緯に拘泥することなく一つお答え願ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) この一時的なもの、永久的なものとは断定すること、これは如何なものかと思ひます。やはりそのときの経済、財政の状況から考へてやらなければいけないと思ひます。而して保険の性質を非常に強く考へる場合と、そして金融的の操作を非常に強く考へて行く場合について、おのずからそこに意見の食い違いがあると思ひますが、私は今の状態といつて、ましては、保険の性質もいろいろな点もさることながら、これが、この法案が

適當であるという結論に到達いたしておるのであります。事務當局がどう申しましよと私は大蔵大臣の責任において答えておりますから、私の言葉を一つ対象としてお考え願ひたいと思ひます。

○大野幸一君 今ちよつと聞き漏らしましたが、今のところというお言葉でしたか……

○国務大臣(池田勇人君) さようでございます。これは永久不変なものではございません。

○柏木庫治君 それではお尋ねいたしますが、六十九條と四十二條があのまま存在しておるといふことが、今のところという大蔵大臣のあれは、私は削らなくても何ら差支えない、私今の説明を聞けば聞くほどそう思われるので、あれを削られなければならぬ理由はどういふところにあるのでしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) これはプリシブルの問題だと思ひます。今の六十九條も四十二條もありまして、今動いていないのでございまして。動いていないものならば置いておいてもいいじやないかという考へ方と、動いていないものならば削つてもいいじやないか、要するにどうしたら入れたらいいじやないかという考へ方の問題じやないかと思ひます。

○柏木庫治君 私は今言つた置いておいてもいいじやないか、削つてもいいじやないかという考へ方で、あなたは削るというほうをおとりになつたのです。その削るというところから生れて来る郵政省の従事員の士気が沮喪するが私の最も力説するところでありまして、あなたはマーカーツ指令が出て

減らなかつたのじやないかと、こう申しますけれども、それはその時代の経済事情を従事員がよく理解いたしました。先生らのこの仕事を思い、国を思ふ熱意で却つて殖えて行つたのでありまして、あれがなくなるならば、私が日時を費して調査した結果では確かに減るのであります。でありますから私はどうでもいいという考へ方ならば、何を求めて従事員の士氣沮喪するやうなことを大蔵省が求められるか。

○国務大臣(池田勇人君) 私はプリシブルの問題といたしましては、只今ああいふやうな死文を置かずに、すつきりしたほうがいいという結論になつたのであります。それは従事員のかたがたがもう熱意が全然なくなるということを前提にすれば、お説のやうな御意見もありまして、私はそういうことを考へておらず、まず、保険の勧誘に努力なさることを期待しておりますので、死文を置いておかなくても、一応すつきりしたほうがいいのじやないか、こういう途を選ぶのであります。

○大野幸一君 先ほどこれは我々としても全部を承認をしないのではなく、大蔵大臣に対しては今年の総予算との関係において、現在の社会情勢における折衝過程において、心境の変化を来した。従つて今のところとしてはこれが正しいと思ふといふやうな考へを表明なさつてゐるので、これは大いに各委員のおかたがたの今後の資料に、法案の審議のよい参考になると思ひます。そこでたとえ一時的にしろ、この目的を遂行させる上において、一又引用すべきものを私読み上げまし

て、御答弁というよりも、大蔵大臣の所感を承わりたいと思うのであります。いろ／＼社会情勢によつてこれは変化はありましようが、何といつてもこの簡易保険というものは、零細な金、いわゆる庶民階級からこれを集める、それが国家目的という、国家目的という言葉は、戦時中からでもできた言葉、ありましたこと、これは国家主義目的の達成のために使われた場合が多いのであります。併しながら今は私はそうであつてはならない。どこまでも国民の幸福のために使われなければならぬ。こう思うのであります。近頃新聞を見ましても、財閥、財界からはこの法案の通過を望んでいる、一般大衆は非常にこれに反対している。そして又特に地方公共団体については強い反対がある。こういうように何か財閥と大衆との論争のように思われていて、甚だ遺憾であります。もともこれを作つたときの速記録をみるとここに紹介しつつ御答弁を求めたいと思ひます。大正五年二月七日簡易生命保険法案を審議した第三十七回帝國議會における積立金の運用に関する質疑応答、小山松壽、これは当時有名な人であります。この人の問として「斯業により蓄積せる資金は社会政策的に使用する由なるも、如何なる方法か具体的に明示ありたい。」これは社会政策的なものである。それはそうであらうと思うのであります。これに対して箕浦通信大臣の答弁として、「或いは産業組合に、或いは労働者に対し家屋等の供給に使用する等その方面は種々あるも、財政上の急に應ずるため使用するがときは絶対に避ける。」こういう答弁がありました。吉植庄一郎

氏は、次いで、「零細なる地方の資金を集めてこれを中央の金庫に集中するは一層地方金融を枯渇せしむる結果となる。資金運轉に関する政府の意見如何。」これに對して箕浦通信大臣は、「資金は勿論一般財政の運用に供するがときは絶対に避くべく、或いは産業組合その他に貸付け、或いは細民のために貸長屋を建てる等専ら社会政策的の事業に使用する。當時から見ますれば、実に進歩的な考えであります。若しこういう大臣ばかりおるならば、社会党も共産党の存在も要らないと、私はこう考へておるのであります。然るに今の自由党は社会党、共産党などができると、それに何でも反動的にやれば、これが国家の目的のように考へて、そこにおいて世界もこういう状態になつて二つの世界に分れなければならぬ、こう言うけれども、どつちからでも悟りを開いて、いわゆる保守大臣といへども、この金は貸長屋を建てる等専ら社会政策的の事業に使用する、こういうような考へに一つなつてもらひたい。先ほど柏木委員から風の毒なる言葉を引用されましたけれども、言葉の意義はいろ／＼誤解される点があります。私は今後大蔵大臣がやはり国民多数の、この社会政策にこれを使つてもらひたい。こういうことを念願して置きます。それで、これに次いで吉植庄一郎氏は、「資金を財政の便利に供せざることは言明せられたところなるも、資金は財政の便利では駄目だと言ふのだ。今から考へると、この当時の精神からいうと今の大蔵大臣の答弁ももうなつていないといふことになるのです。そこで、「永遠にその意思を貫徹するため、法律上に

嚴重なる資金運用の規定を設けることを必要と信ずる。政府は議院においてこれを発案する」と同意するか。何でも旧憲法であるから議會が修正案を出すときに政府が同意しなければならなかつたやうであります。今はそうではありません。その権利は我々にあるのであります。さういふ答弁がなされておる。箕浦通信大臣は、「法文に規定するはただに法を複雑ならしむるのみならず、他日違反の行為あればいゝわゆる行政監督権を有する議會においてもこれを責むる力を有し、國論もこれを許さないのであるから、こうしたこと事実は必要なく、又これが提議あるも政府は同意を表し得ない。だから國論に一つ任したらやからう、こういうことになつておる。今やこの國論が湧いて來ておるのである。我々の欲しい金である。我々公共団体が欲しいのです。學校を作るために、或いは道路を作るために、耕地整理をやるために欲しいのであるからという、今やこの國論が湧いて來ておるのである。これを一般財政の便利に供しないといふことは當時から弁明されておるのである。國民は正直でありますから國民を欺くやうなことをしないように、その國論を我々が國會においてすでに衆參兩院においてこの國論を決定したのであります。そこで國論もこれを許さないものであるから、こうしたことは事實上必要なく、又これが提議あるも政府は同意をしない。丁度今の郵政大臣であるけれども、心の中では非常に反対してはこの法案に同意せざるを得ないといふやうな苦しい立場に箕浦さんが追ひ込まれておる。併しあとになつて

考へてみると今柏木さんが言われた簡易保険の六十九條、郵便年金法四十二條といふやうになつて成文化されてしまつておる。こういうときに當りましてどこまでも總予算との關係といふことになれば、先ず一年を以て今のところと解釈されて何ら支障はないと思ひますが、大蔵大臣、その辺についてはどうお考へになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) この預金部資金の運用につきましては、昔時代のその議論のことも承知いたしております。我々はできるだけこれを社会政策的に使用したいといふやうに考へておるのであります。ただ社会政策的に使用したいといふ一つの希望と、もう一つは確實といふ一つの制約があります。で、そこで問題が起きますのであります。今までの運用におきましてもそういう氣持を以てやつておりますので、地方債の引受けも、これはやはり一般大衆と言つて語弊がありますが、預金部の運用としては適切な方法ではないか。今長屋資金といふやうなことを言われましたが、これは来年度におきましては五十億円を住宅のほうへ出すようにいたしております。又地方債引受けにいたしても、やはりこれが建築のほうにも使われて行く場合もあるものであります。而して又金融債の引受けにいたしても、商工中金とか農林中金とかいふやうなもの金融債を努めて引受けて行くようにしようといふ考へを持つておるのであります。できれば今後におきましても國民金融公庫のほうの貸付もいたしたいといふ考へを持つておりますが、まだこれは實現に至つておりません。そういう氣持で運用いたしておるのであります。

次に、總予算との關係を聞いたのだから、昭和二十七年年度においてはやめかといふ御質問であります。これはお約束はできない。その当時の状態によつてきめなければならぬ問題だと思ひます。

○委員長(小串清一君) 再三予算委員會から大蔵大臣の出席を要求されておりますが、私も少しこちらへ出席していてもいいといふことを言つて置きましたから、そのおつもりで簡潔に一つ……。

○油井賢太郎君 私は角度を変えて大臣にこの法案についての質疑をいたしたいと思ひます。殊に大蔵、郵政兩委員會の合同審査でありますから、大蔵方面だけの問題ではなしに、郵政と関連したことに對してお尋ねしたいと思ひます。

先ず第一に、先ほど大臣がお話になりましたが、この預金部資金の國家財政に及ぼすウエイトといふものは実に重大であるといふことは、我々もよく承知しております。而もそのうち簡易生命保険の占める歩合といふものも、これは相當大きいのであります。従つて大臣がお思ひになると同様に、國民もこの簡易生命保険のいわゆる使用といふやうなものについての関心は非常に高いのであります。そこで簡易生命保険の募集の拡大強化を図るということとは、結局日本經濟のためになるというこゝとなつて參ると思ひるのであります。大臣はこの保険が強化されることとは日本の經濟界にとつてどの程度度のウエイトを持つものであるかという觀念です。どうしてもこれは殖やさんくはならないのだといふやうにお思ひになつておられるか、その点を先ず

第一番に大臣の見解を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) この保険事業というものは、官民を問わずほとんど運賃で行くことが、いわゆる長期資金の調達から申しまして結構なことであるのであります。最近では、民間の保険事業よりも簡易保険の行き方がよいのであります。今年度やはり簡易保険は、百数十億圓集まると思ひます。二、三年前に比べますと、格段の差でございまして、累積額が三百数十億圓と思ひますが、今後も非常に伸びて行くのではないかと、私はそれを期待いたしておるのであります。

○油井賢太郎君 そこで大臣は、現内閣の大蔵大臣といたしまして、最近の財政方針としては、資本の蓄積ということを中心として、資本の蓄積とすることを第一に取上げておられるのであります。従つて、この簡易保険の強化拡大ということは、資本の蓄積との関連はどのように考えておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) 資本蓄積の基をなすものでございまして、大いにやりたいと思つております。

○油井賢太郎君 そこで資本蓄積のためになるような法案を国会で以て作るのが我々の義務ではなからうかと思ひのであります。ところが、先ほど来各委員からお話がありましたように、今度の政府の提案というものは、いささか国民にとっては資本蓄積の阻害になりはしないかと考えられる点があるものであつて、これについて国民の代表として我々は懸念しておるのであります。この点大臣はどうお考えになるか。併せて、郵政当局の政務次官も見えておりますが、郵政当局としてもこの点を明確にして頂きたいと思ひます。

す。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、今度の改正によりまして資本蓄積を助長すると考えております。それは従来よりも運用いたしまする利子も殖えて行くこと、又三年以上五分ということになりますると、相当よくなつて行くと思ひます。而してこの運用が、資金運用部に預けられて、そうして確定証券でもらえるということが信用を高めると考えております。

○政府委員(山本猛夫君) 只今の御質問は、この法案が若し通つた場合には従事員の意気沮喪等によつて資本蓄積に影響を與へはしないか、こういう御質問のように承りましたが、この法律が若し通つた場合におきましては、現段階の郵政従事員二十六万の考え方を基礎として想像いたしますと、確かに資本蓄積に重大なる悪影響を及ぼすだろうと考えます。併し私どもは、先刻大蔵大臣の御答弁の中にもありましたように、ドッジ書簡なるものは、戦争は終つたけれどもまだ非常事態は続いている、よつて過渡的現象下における占領当局の施策として日本政府に示唆したものであつて、大蔵大臣が御答弁に相成りましたように、これは暫定的なものであるということ、一時の常道に復するものであるということとでありましますならば、我々は二十六万の従事員を納得せしめ得る考えはございまして、併し若しこれが恒久的なものであつて、永遠に大蔵省から郵政省にこの運用権が帰つて参らないものであるというやうなことであります。是を正しめて、これを緩和せしめる方途に

自信を只今持つておりません。なぜならば、澎湃として起つた二十六万の従事員がこの法案の行末を見守つておる現在の段階から考えまして、さう思うのでございまして、併し私どもは、両院によつて国民の声として澎湃として起つた結果がこの運用権の問題をきめられます観点から立つて、如何なる者も院議を尊重しなければならぬというやうな観点に立つて、私どもは先刻大蔵大臣の御答弁に相成りました暫定的なものであるといつたやうなことが、これが二十六万の従事員に納得してもらへるものと考えておるのであります。私どもは今の御質問から考えますと、暫定的なものであるというやうな場合におきましては、二十六万を納得せしめることができる。若しこれが恒久的なものである、若しこれが永遠にこの運用権が郵政省に帰らないというやうなことに相成りました場合においては、資本蓄積に二十六万の従事員の意気沮喪の結果重大なる影響を及ぼすものと考えております。

○油井賢太郎君 政府当局の二つの考え方、対立しておるということは我々にとつては甚だ遺憾であります。然るに今の政務次官の話のやうな工合に、従事員の士気沮喪という点については大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておるか。士気は沮喪させないというふうにあなたは確信を持たれておるか、更に明確に伺いたい。

○国務大臣(池田勇人君) 私が今まで實際やつていた通りでありますので、大した問題ではないと考えております。

○油井賢太郎君 これは我々は審議上

重大なポイントだと思つておるのであります。更に立場を変えまして、あなたは衆議院の予算委員会、二月二十五日でしたが、中曾根委員から例の金融債について何か脱税を誘発するやうなやうなことから当然禁止すべきでないかというやうな質問をしています。それに対してあなたのお答えとしては、物事というものは余り固く固く考へてはいけません。こういうことを言われているのです。そうすると、余り固く固く考へてはいけなかつたやうなことなら、この預金部資金の今度の改正案についてもみんなが要望しておるといふやうなことを、法律は今必要ないのだから削るといふやうなことになしに、余り固く固く考へないで、いわゆる常識的にやつて行くといふもの、これは一つの方法じやないかと思ひます。殊にこの法律の改正によつて従事員の士気を奮い起させるか、又沮喪させるかという立場になつております。こういう点については大臣のお考え方をどうお考えになつては如何かと思ひますが、如何でしょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 余り物事を固く考へないといふのが私の趣意であります。従ひましてそう油井さんも固くお考えにならずに、従事員の意気が沮喪するといふことを前提にして固くお考えにならないほうがいいと思ひます。今プリンシプルの問題だと申し上げましたが、私はこの問題につきましては固く固く考へてはいけません。従ひまして情勢によつたら変へることもあります。これはまああなたがたのお考えに一つ任すよりほかはない。私はそういう考へでやつておるのであります。適当に御了解願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 只今の大臣の大変含みのある御答弁を聞いて我々も同感だと思ひます。結局この審議というものはこの委員会において任せるというやうな話でして、いわゆるドッジの書簡といふものと我々国会の審議といふものの観点というものが、ドッジ書簡より我々のほうにウェイトを、重きを置かれるといふやうに了解してよろしいですか。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど来の答弁でおわかりのように、私はドッジ氏が私に出された文があなたがたの判断を拘束するものとは考へておりません。従ひましてどちらがいいといふことは私から申し上げませんが、私はこの案がいい、こういう考へでおるのであります。

○委員長(小串清一君) 中川さん、何か御質問ありますか。

○中川幸平君 今日時間がないからやめます。

○委員長(小串清一君) それでは今日の連合委員会はこれを以て終結いたします。なお御質問のおありになるかたは、大蔵委員会での案を審議するときに適当に御発言願ひたいと思ひます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後零時十四分散会

出席者は左の通り。

大蔵委員

委員長 小串 清一君

理事 大矢 半次郎君
杉山 昌作君
木内 四郎君
委員 愛知 揆一君

岡崎 眞一君	郵政委員
黑田 英雄君	委員長
九鬼紋十郎君	理事
清澤 俊英君	
松永 義雄君	委員
高橋龍太郎君	
油井賢太郎君	
森 八三一君	
大野 幸一君	國務大臣
中川 幸平君	大藏大臣
柏木 庫治君	政府委員
石坂 豊一君	大藏政務次官
三木 治朗君	大藏省銀行局長
池田 勇人君	大藏省銀行局預
西川甚五郎君	金部資金課長
舟山 正吉君	郵政政務次官
高橋 俊英君	郵政省簡易
山本 猛夫君	保險局長
金丸 徳重君	事務局側
木村常次郎君	常任委員
小田 正義君	會專門員
生田 武夫君	常任委員
勝矢 和三君	會專門員

昭和二十六年三月二十六日印刷

昭和二十六年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷片